平成２２年（フ）第２０３３号
横浜市鶴見区岸谷２丁目５番30号
債務者　榊原　晴美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０７号
愛知県刈谷市西境町蒲生池130番地１　タウンしょうぶ池Ａ棟102号、旧住所愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地17棟202号
債務者　管田　峰和
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
愛知県豊田市志賀町香九礼１番地223
債務者　鈴本　里英
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
北海道旭川市永山10条５丁目２番３号　ハイツ来夢来人Ⅱ―101号室
債務者　奥寺　雅子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７２２号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目24番地１　コズミックシティ南台第１―Ａ棟104号室
債務者　高木　智子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９０号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　古井団地２―104
債務者　今山　裕太
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
岡山市南区藤田655番地54
債務者　藤井　貫一
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４５号
岡山市北区東古松４丁目４番22号　サクラソウ606、申立時の住民票上の住所岡山県美作市岩見田189番地２
債務者　竹久　政角
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７２号
岡山市中区江並268番地12
債務者　戸田　路子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５４９号
東京都豊島区千早３丁目18―13―101
債務者　森田　良美（旧姓白濱）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５５２号
東京都中野区白鷺１丁目16―12―101
債務者　生方　幸江
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５８４号
神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目３―13
債務者　赤羽　立三
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５８５号
神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目３―13
債務者　赤羽　育子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５８６号
東京都西東京市田無町５丁目８―10―201
債務者　荒牧　澄男
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６０４号
東京都荒川区南千住７―19―10、住民票上の住所東京都豊島区南池袋４丁目18―９
債務者　弦巻　英法
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部